

大和市指令970号
令和6年6月28日

社会福祉法人大和市社会福祉協議会
会長 石井 敏英 様

大和市長 古谷田



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和6年7月1日 から 令和11年6月30日 まで